

季刊

労働おきなわ

2016 Winter

No.136



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル

0120-610-223

労働おきなわ

2016 Winter No.136

目次

◆ RELAY ESSAY

公益財団法人沖縄中部労働者福祉サービスセンター

理事長 桑江朝千夫 1

◆ NEWS

- ・平成28年度沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式 2
- ・平成28年度沖縄県優秀技能者等表彰式 3
- ・平成28年度前期技能検定合格証書交付式 4
- ・沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介 4
- ・やまがた技能五輪・アビリンピック2016
　　沖縄県選手の出場結果について 6

◆ INFORMATION

- ・おきなわ技能五輪・アビリンピック2018のご案内
　　(平成30年11月2日(金)～11月5日(月)開催) 8
 - ・「ポリテックビジョン2017」イベントのご案内 10
 - ・ゆいワーク加入のご案内 11
 - ・労働条件明示・書面交付について 12
 - ・沖縄県の最低賃金について 13
 - ・雇用保険の適用拡大等について 14
 - ・労働保険加入のご案内 16
 - ・「人材育成支援策」のご案内 17
 - ・年次有給休暇の計画的な取得について 18
 - ・公的職業訓練のご案内 19
-
- ◆ 労働委員会だより 20
 - ◆ 労働相談 21
 - ◆ 沖縄県労働経済指標 22



◀表紙の写真

糸満の正月

糸満で正月といえば、旧正月のこと。港の漁船も正月三ヶ日には色鮮やかな大漁旗を掲げて新年を祝います。世の中が新暦中心に進む現代でも、「糸満ハーレー」や「糸満大綱引」などの伝統行事は、今でもかたくなに旧暦に沿って執り行われています。



「ゆいの輪で、中小企業勤労者の 福利厚生の充実を目指しています」

公益財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター（ゆいワーク）

理事長（沖縄市長）桑江朝千夫

当サービスセンターは、平成13年4月に県の指導のもと、中小企業単独での実施が難しい福祉事業について、事業主・勤労者・行政が一体となって大企業並みの福利厚生を行うことを目的として設立された財団法人でございます。県内で唯一の福祉サービスセンターであり、「ゆいワーク」という愛称がございます。

設立当初は、沖縄市と北谷町で構成され、86の加入事業所・会員数604人であった当センターも、新たにうるま市と北中城村・中城村が加わり平成28年10月現在、510事業所・会員数3,384人と順調に拡大を続けております。これもひとえに多くの皆様のご支援とご協力の賜と深く感謝を申し上げます。

ゆいワークでは、事業所が所在する市町村の補助金により、加入者は月額1,000円の会費で大企業並みの福利厚生サービスを受けることができます。主な事業としては、

- ①慶弔などの共済給付事業
- ②人間ドック受診や宿泊旅行への補助事業
- ③ゆいワーク協力加盟店と連携し、会員に施設利用や商品を割安料金で提供する事業
- ④その他会員間の親睦を深める為のイベント等があります。

給付事業につきましては、入学祝金や永年勤続をはじめ、成人祝金、結婚祝金などがございます。これらの給付制度は、とくに若い従業員の方々にとって魅力ある制度といえ、人生の良き門出に、ゆいワークとしてわずかながらも祝福できることは大変喜ばしい限りでございま

す。

また、働き盛りの人たちにとっては、健康が気にかかるところですが、補助金により受診料の負担が軽減され人間ドックを受診しやすくし、病気の早期発見、早期治療に役立てていただけるものと考えております。その他にも、会員間の親睦を深めるとともに会員獲得・拡大を図るためのイベントとしてボウリング大会やゴルフコンペ等様々な企画を実施しております。

県内の中小・零細企業を取り巻く環境は依然として厳しく、不透明で不安定な状態にあります。一人でも多くの中小企業の従業員の皆様にゆいワークを活用していただき、持っている能力やスキルを十二分に發揮してもらうだけでなく、皆様のより良い生活と地域社会の活性化の一助となっていきたいと考えております。

15周年の節目を迎え、職員一同気持ちを新たに、ゆいの輪を中部全域に広げていくとともに、福利厚生事業のさらなるサービス向上に誠心誠意努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



ゆいワークキャラクター ゆいちゃん

平成28年度 沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式

11月16日（水）、県庁11階にて平成28年度建設雇用改善優良事業所等表彰式を沖縄県建設業協会と共同で執り行いました。

この表彰式は、建設業に従事している労働者の雇用改善や、能力の開発及び向上、福祉の増進を図るための積極的な取り組みをしている建設事業所の功績を称えるもので、県知事表彰と建設業協会長表彰の二つに分かれています。

また、雇用改善の表彰に引き続いで、建設業における30歳未満の技術・技能職種の勤務成績が優秀な従業員に贈られる「優良若年建設従事者表彰」並びに、建設業退職金共済制度の普及に大きく貢献した事業所に贈られる「独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰」の伝達も併せて行い、県知事表彰を沖縄県商工労働部長・屋比久盛敏氏より、建設業協会長表彰及び優良若年建設従事者表彰、独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰を沖縄県建設業協会副会長・比嘉森廣氏より各受賞者へ表彰状と記念品の授与が行われました。



■ 建設雇用改善優良事業所表彰

○沖縄県知事表彰

株式会社 古波蔵組 代表取締役 古波蔵 太志
有限会社 東洋建設 代表取締役 安谷屋 智章
株式会社 丸石建設 代表取締役 大石根 幸順

○一般社団法人沖縄県建設業協会長表彰

安岡建設 株式会社 代表取締役 大村 光昭
有限会社 長浜建設 代表取締役 長濱 忠盛

■ 優良若年建設従事者表彰

株金城キク建設 山下 純矢、(株)比嘉組 大城 悠史、(株)仲本工業 比嘉 利彰、
拓南鐵建(株) 知念 陽介、(株)太名嘉組 森田 加奈子、(株)大城組 座安 一樹、
金秀建設(株) 神谷 杏奈、(有)翔南建設 砂川 雄一郎、比嘉工業(株) 亀浜 朝弥、
比嘉工業(株) 森山 優也、(株)國場組 瑞慶覽 隼斗、(株)國場組 永渕 忠士、
金秀鉄工(株) 照屋 弘貴

■ 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰

○建設業退職金共済制度普及事業所

琉球開発 株式会社 代表者 宮城 久雄
株式会社 南海建設 代表者 本田 雅則

平成28年度 沖縄県優秀技能者等表彰式

優秀な技能者及び職業能力開発行政に貢献した方を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、県及び県職業能力開発協会との共催により『平成28年度沖縄県優秀技能者等表彰式』を11月22日（火）に那覇地域職業訓練センターにて開催しました。



当日は、優秀技能者等表彰に引き続き、職業能力開発協会表彰並びに卓越した技能及び技能検定功労による厚生労働大臣表彰受賞者報告を行い、延べ37名の方々の御功績を讃えました。

また、受賞者を代表して屋富祖 幸子氏（染色家）があいさつを行いました。



平成28年度 前期技能検定合格証書交付式

去る11月21日（月）に沖縄県庁にて『平成28年度前期技能検定合格証書交付式』が行われました。技能検定は、働く人々の技能を一定の基準により検定し、国としてこれを証明する国家検定制度で、技能に対する評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的としています。

合格者は、1級286名、単一等級27名、2級92名、3級273名で合格者合計は678名でした。

今回の合格者を含めると、県内の技能検定合格者（技能士）の累計は23,650名で、等級別では特級が28名、1級9,344名、単一等級902名、2級7,154名、3級5,544名となりました。



沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を創設しました。

今回、新たに3社が「ワーク・ライフ・バランス認証企業」に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

認証第62号 株式会社mediba seasorizeカンパニー(旧:株式会社mediba 沖縄支店)

【代表者】福田 博文

【業種】情報サービス業

【所在地】沖縄県那覇市字小禄1831-1 5階

【取組内容】・女性社員の育児休業取得率が100%

- ・年次有給休暇の半日単位での取得が可能
- ・アニバーサリー休暇制度
- ・正規雇用への転換制度
- ・ファミリーデーの実施

【PR】「ヒトに”HAPPY”を。」をミッションとし、年齢等は関係なく、自分のやる気次第で様々なことにチャレンジできる企業を目指しています。

認証第63号 三井住友海上火災保険(株) 沖縄支店

【代表者】小幡 圭介

【業種】損害保険業

【所在地】沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル1階

【取組内容】・育児のための短時間勤務

- ・女性社員の育児休業取得率100%
- ・育休中の社員への経済的な援助
- ・育休中もメールやインターネットなどの情報提供を実施
- ・半休取得可

【P R】厚生労働省より、2007年、2009年、2011年、2013年に、「子育てサポート企業」として認定を受け、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業認定マーク「くるみん」を取得しています。

認証第64号 株式会社レイメイコンピュータ

【代表者】比嘉 徹

【業種】情報システム開発業

【所在地】沖縄県那覇市銘苅2-3-6 那覇市IT創造館302号

【取組内容】・女性社員の育児休業取得率が100%

- ・育児・介護休業復帰後は現職復帰を規則に制定
- ・子育て目的理由の休暇制度、配偶者の出産時の休暇制度を規則に制定
- ・育児・介護理由の外出（2時間以内）を規則に制定
- ・バースデー休暇制度

【P R】常にお客様と社員に寄り添うことの大切さを学び、そして「信頼」される企業を目指していきます。



平成28年11月22日 認証交付式

詳しくは、県のホームページをご確認ください。

http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kikaku/work_life_balance.html

やまがた技能五輪・アビリンピック2016 沖縄県選手の出場結果について

平成28年10月、第54回技能五輪全国大会と第36回全国アビリンピックが山形県で開催されました。沖縄県からは技能五輪に13職種28名、アビリンピックに10種目10名と過去最多の選手が出場しました。

技能五輪では、中部農林高校の比嘉七海さんが「フラワー装飾」職種で同校から2年連続となる銀賞を受賞しました。また、同じく「フラワー装飾」職種で高原愛佳さん（中部農林高校）、「配管」職種で屋宣好さん（南部工業高校）がそれぞれ敢闘賞を受賞し、現役高校生の健闘が光りました。

また、アビリンピックでは「ホームページ」種目で山川朝教さん（障がい者ITサポートおきなわ）が努力賞を受賞しました。

今回惜しくも受賞には至らなかった選手達も、日頃磨いた技を駆使して、各県の代表選手と日本一を競い合う頼もしい姿を見せ、平成30年に開催される沖縄大会成功への機運の醸成と選手育成の大きな弾みとなりました。

<第54回技能五輪全国大会> 期間：平成28年10月21日～24日 競技及び選手数：41職種1,318名

沖縄県出場選手一覧

No	競技職種名	氏名	所属	結果
1	メカトロニクス	① 高良 健太	沖縄県立沖縄工業高等学校	
		宮城 匠利	沖縄県立沖縄工業高等学校	
2	配管	亀谷 和生	沖縄県立美里工業高等学校	
		屋宣好	沖縄県立南部工業高等学校	敢闘賞
3	建築大工	唐渡 竜太朗	株式会社 安永建築	
		仲村 勇輝	株式会社 安永建築	
4	フラワー装飾	我喜屋 朱音	沖縄県立中部農林高等学校	
		高原 愛佳	沖縄県立中部農林高等学校	敢闘賞
		比嘉 七海	沖縄県立中部農林高等学校	銀賞
5	美容	西波照間 葵	スウィートハンズ	
		根路銘 安海	スウィートハンズ	
6	理容	島袋 託弥	スウィートハンズ	
7	洋菓子製造	釘谷 まりな	学校法人みのり学園 琉球調理師専修学校	
		與那城 利瑠	ハイアットリージェンシー那覇沖縄	
8	西洋料理	城間 光希	ホテルJALシティ那覇	
		松堂 巧	ホテルJALシティ那覇	
		鳩間 杏	ダブルツリー by ヒルトン那覇首里城	
9	造園	① 新垣 力	沖縄県立南部農林高等学校	
		梅本 忠助	沖縄県立南部農林高等学校	
		② 小渡 柳衣	沖縄県立中部農林高等学校	
		小渡 良悟	沖縄県立中部農林高等学校	
		座安 毅壮	有限会社ナカムラ造園土木	
		當間 元士	金秀建設 株式会社	
10	日本料理	當山 咲良	ホテル日航アリビラ	
		氷置京将	株式会社 ゆうづき	
11	レストランサービス	古謝 望	ザ・ブセナテラス	
12	冷凍空調技術	渡慶次 樹	三栄工業 株式会社	
13	とび	下地 良太	有限会社 良組	
13職種		28名		

※造園、メカトロニクスは2名1チーム

<第36回全国アビリンピック> 期間：平成28年10月28日～30日 競技及び選手数：22職種373名
沖縄県出場選手一覧

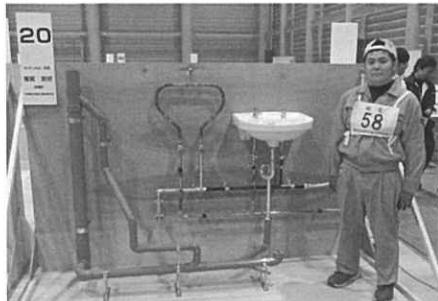
No	競技職種名	氏 名	所 属	結 果
1	ワード・プロセッサ	眞喜屋 亮	アロハート株式会社	
2	パソコンデータ入力	上原 隆之介	株式会社ジーマック	
3	ビルクリーニング	玉城 珠月	日本総合整備株式会社	
4	表計算	宮里 政也	全保連株式会社	
5	喫茶サービス	照屋 日路奈		
6	オフィスアシスタント	金城 龍		
7	DTP	糸村 愛	株式会社 Framtida ひまわり	
8	ホームページ	山川 朝教	障がい者 IT サポートおきなわ	努力賞
9	製品パッキング	仲里 治樹	株式会社沖縄教育出版	
10	フラワーアレンジメント	太田 守紀	沖縄県立沖縄高等特別支援学校	
10 職種		10名		



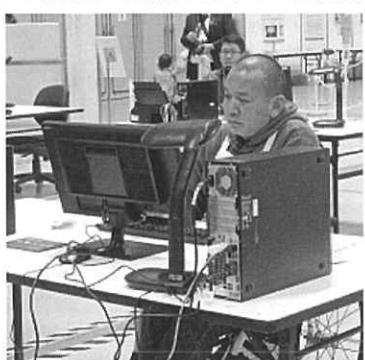
やまがた技能五輪・アビリンピック 2016 沖縄県選手団結団式



「フラワー装飾」職種 中部農林高校の3選手
右から比嘉さん(銀賞)、高原さん(敢闘賞)、我喜屋さん



「配管」職種 南部工業高校 屋宜さんの完成作品(敢闘賞)



「ホームページ」種目 努力賞の山川さん
(障がい者 IT サポートおきなわ)



浦崎副知事への受賞報告会の様子



おきなわ 技能五輪・アビリンピック 2018



大会マスコットキャラ
ワジャグワー

第56回 技能五輪全国大会
主催:厚生労働省、沖縄県、厚生労働省委託機関
会場(予定):沖縄コンベンションセンター ほか

11/2 FRI » 5 MON

第38回 全国アビリンピック
主催:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、沖縄県
会場(予定):奥武山総合運動公園 ほか

おきなわ技能五輪・アビリンピック2018 検索



第56回 技能五輪全国大会

技能五輪全国大会は、23歳以下の青年技能者がその技能レベルの日本一を競うことにより、国内の青年技能者の技能水準の向上を図り、併せて広く国民一般に技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることを目的に、昭和38年から毎年開催されています。

41職種
予定

職種グループ	競技職種
機械系(9)	機械組立て、抜き型、精密機器組立て、機械製図、旋盤、フライス盤、木型、自動車工、時計修理
金属系(5)	構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、車体塗装
電子技術系(4)	メカトロニクス、電子機器組立て、電工、工場電気設備
建設・建築系(10)	タイル張り、配管、石工、左官、家具、建具、建築大工、造園、冷凍空調技術、とび
サービス・ファッション系(10)	貴金属装身具、フラワー装飾、美容、理容、洋裁、洋菓子製造、西洋料理、和裁、日本料理、レストランサービス
情報通信系(3)	ITネットワークシステム管理、情報ネットワーク施工、ウェブデザイン

第38回 全国アビリンピック

22種目
予定

全国アビリンピックは、全国障害者技能競技大会のことと、アビリティ(能力)とオリンピックを合わせた造語です。

15歳以上の障害のある方が、技能を互いに競い合うことで職業能力の向上を図るとともに、障害者に対する社会一般の理解を深め、障害者雇用の促進を図ることを目的に、昭和47年から開催されています。

種目グループ	競技職種
建築・工芸系 (5)	家具、建築CAD、義肢、歯科技工、木工
電子技術・機械系 (3)	電子機器組立、コンピュータプログラミング、機械CAD
情報技術系(7)	DTP、ワードプロセッサ、データベース、ホームページ、表計算、パソコン操作、パソコンデータ入力
サービス・ファッション系(7)	洋裁、縫製、フラワーアレンジメント、喫茶サービス、ビルクリーニング、製品パッキング、オフィスアシスタント

お問い合わせ

おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会事務局(沖縄県技能五輪・アビリンピック準備室)
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 TEL:098-866-2013 FAX:098-866-2082 HP:<http://www.okinawa2018.jp>



沖縄ポリテックビジョン2017

テーマ【ものづくりー沖縄からの発信ー】



ポリテックビジョンとは

職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校等で行っている“ものづくり”に関する高度で実践的な教育訓練や研究開発の成果を企業や大学・高校及び地域等の皆様に公開することを目的として例年開催するものです。昨年度より、沖縄で単独開催することとなり、沖縄県の「ものづくり力」を高めるため、様々なイベントを企画いたしております。

【開催日】 2017年2月24日（金）、25日（土）

【会場】 沖縄職業能力開発大学校（沖縄市池原2994-2）

**【主 催】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校
沖縄ポリテックビジョン実施運営委員会**

【事務局】 沖縄職業能力開発大学校・沖縄ポリテックビジョン実行委員会

〒904-2141 沖縄市池原2994-2 Tel. 098-934-6282

【イベント内容】

①記念講演

講演者 : 国立研究開発法人 産業技術総合研究所
製造技術研究部門 名誉リサーチャー
森 和男 氏

講演テーマ : 「ものづくりで豊かになろう、沖縄」

②技能五輪選手の実演・技能伝承セミナー

(機械系職種、建設・建築系職種、レストランサービス職種)

③学生・生徒・教員による研究発表

④学生・生徒・教員による製作・研究・調査成果の展示

⑤機械加工技術コンテスト（競技種目 旋盤作業、高校生対象）

⑥海洋ロボコンデモンストレーション

個人経営や小さな会社でも ひとり月額 1000円で
充実した福利厚生制度を導入できます

加入者
随時受付中

ゆいワーク

公益財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター
働く人々の福利厚生制度

地域密着型のサービス！ 日頃からいろいろ使って便利です

- ◆ 健康管理事業 毎年の健康診断 受診費用を年度1回助成で軽減。
法定健診 上限 4,000円 人間ドック 上限 10,000円
- ◆ 余暇活動助成事業
 - ◆ 映画券・コンサート・イベント・施設入場料などチケット類が通常料金よりお安く購入できます
 - ◆ 県内日帰りバスツアーなどを案内、ご家族も割引が受けられます
 - ◆ ゴルフ大会・ボウリング大会に無料または低料金でお気軽に参加できます。
- ◆ 充実の給付事業
 - ◆ 結婚・出産・永年勤続・子の入学等のお祝金・傷病休業見舞金など約30種の給付
- ◆ ゆいワーク会員特典
 - ゆいワーク協力店・施設で会員証や割引クーポンを提示して割引や特典が受けられます
 - その他の事業

対象地域：・沖縄市 ・北谷町 ・うるま市
・北中城村 ・中城村

加入できる方

- ・対象地域内で働いている方(従業員)及び事業主
- ・対象地域内に在住し、他市町村で働いている方
ただし、週20時間以下の勤務、離職や退職予定の方、短期契約の方など一部加入できない場合もあります。



「公財」沖縄中部勤労者福祉サービスセンター
ゆいワーク キャラクター ゆいちゃん

企業(事業主)にとっての主な入会メリット

- 事業所単独で難しい福利厚生制度を簡単導入！ 企画や手配等の手間を軽減できます
- 税制面でお得！ 事業主が負担した会費は損金または必要経費として計上できます
- 定期健診の補助やお祝金などが受けられます
- 事業主も従業員と同じサービスが受けられます

従業員(加入者)にとっての主な入会メリット

- お祝金・お見舞金・助成金などが受けられます
- 職場の同僚や家族と気軽にイベント参加やチケット購入等ができます
- 家族も割引料金でご利用できます
- 定期的に、ゆいワークだより(会報)が届くので、お得情報をゲットできます。

資料請求・お問合せ

ゆいワーク ☎098-929-4001

(公財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター
〒904-0014 沖縄市仲宗根町35番8号

<http://www.yuiwaku-oki.jp>

ゆいワーク

検索

良好な職場環境の第一歩は、労働条件の明示から

- 労働者を採用するときは、「労働条件通知書」を必ず交付しましょう。
- 事業場に採用されたら交付されたら、交付された「労働条件通知書」を確認しましょう。

「3月は労働条件明示・書面交付強化月間」です。



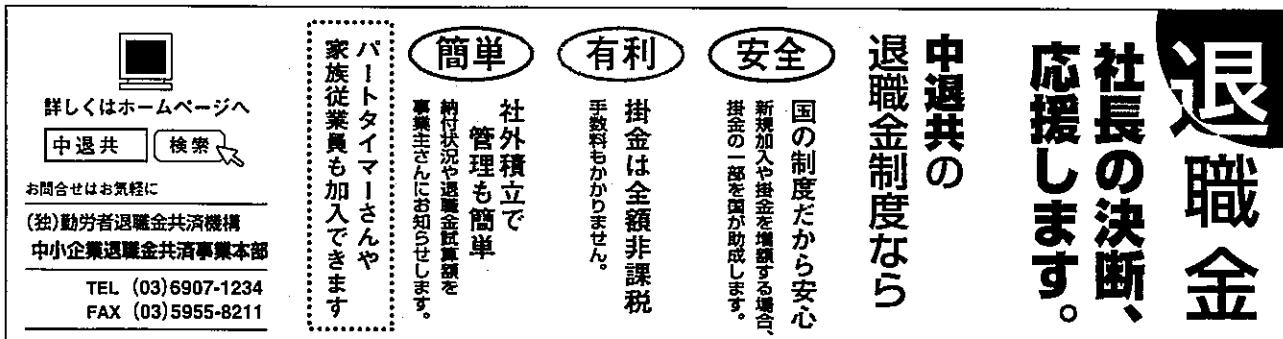
※ 「労働条件通知書」のモデル様式は、沖縄労働局ホームページでダウンロードできます。また、作成例も、沖縄労働局ホームページ (<http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>) に掲載しています。**労働条件明示**を入力して、クリックしてください。

労働条件明示についてのお問い合わせ・ご相談は こちらへ

那覇労働基準監督署(☎098-868-8033) 沖縄労働基準監督署(☎098-982-1263)

名護労働基準監督署(☎0980-52-2691) 宮古労働基準監督署(☎0980-72-2303)

八重山労働基準監督署(☎0980-82-2344)



詳しくはホームページへ
[中退共](#) [検索](#)

お問い合わせはお気軽に
(独)労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

簡単
パートタイムマーさんや
家族従業員も加入できます

有利
納付状況や退職金貯蓄額を
社外積立て
管理も簡単

安全
掛け金は全額非課税
手数料もかかりません

国の制度だから安心
新規加入や掛け金を増額する場合
掛け金の一部を国が助成します

中退共の
退職金制度なら
社長の決断、
応援します。**退職金**

沖縄県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も。

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
沖縄県最低賃金	時間額 714 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定（産業別）最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成28年 10月1日

(2) 特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
糖類製造業※1	時間額 726 円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	平成28年 11月24日
新聞業	時間額 795 円	○新聞業	平成28年 11月5日
各種商品小売業※2	時間額 723 円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成28年 11月4日
自動車（新車）小売業	時間額 732 円	○自動車（新車）小売業	平成28年 11月13日
畜産食料品製造業	左記の最低賃金は、平成28年度は改正がありませんでした。 このため、平成28年10月1日からは、		
清涼飲料、酒類製造業	沖縄県最低賃金714円が適用 されます。		

※1.沖縄県糖類製造業最低賃金については、平成28年10月1日以降平成28年11月23日までの間は、改正前の沖縄県糖類製造業最低賃金709円が沖縄県最低賃金714円を下回るため沖縄県最低賃金714円が適用されます。

※2.沖縄県各種商品小売業最低賃金については、平成28年10月1日以降平成28年11月4日までの間は、改正前の沖縄県各種商品小売業最低賃金702円が沖縄県最低賃金714円を下回るため沖縄県最低賃金714円が適用されます。

適用除外

ただし、次に掲げる者は（2）の特定（産業別）最低賃金から除外され（1）の地域別最低賃金が適用されます。
 ①18歳未満又は65歳以上の者
 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
 ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

◇最低賃金に算入されない賃金・・・①精勤手当、通勤手当及び家族手当
 ②臨時に支払われる賃金
 ③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
 ④時間外、休日労働割増賃金等

◇特定（産業別）最低賃金が適用される事業には、当該事業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該事業に分類される純粹持株会社が含まれます。

最低賃金に関するお問い合わせは、沖縄労働局 賃金室（☎ (098)868-3421）又は最寄りの労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 ☎ (098) 868-8033	沖縄労働基準監督署 ☎ (098) 982-1263	名護労働基準監督署 ☎ (0980) 52-2691	宮古労働基準監督署 ☎ (0980) 72-2303	八重山労働基準監督署 ☎ (0980) 82-2344
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

《沖縄労働局・労働基準監督署》

事業主の皆様へ（従業員の皆様へもお知らせください）

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

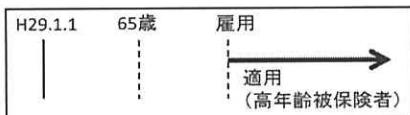
（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《 適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例 》

〈例1〉 平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例2〉 平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

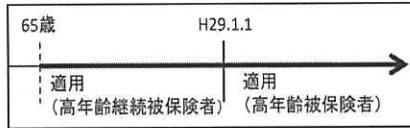
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉 高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



従業員の皆様へもお知らせください

～平成29年1月1日より、65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります～

高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定（※1）を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給（※2）されます。

（※1）受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・離職していること
- ・積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・離職前1年間（病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができることがあります）に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算）であること

（※2）被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分

被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分

- ・基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%～80%

（上限6,370円（平成29年7月31日までの額））

育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者（平成28年12月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

 詳しくはハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページを参照してください。
【ハローワークの所在案内】<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html> 

～平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件を見直します～

【育児休業給付金】

- 育児休業給付金の対象となる子の範囲について
養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。
- 有期契約労働者の育児休業支給要件について
有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがある、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されます。

【介護休業給付金】

- 対象家族の拡大
祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件を廃止します。
 - 介護休業の取得回数について
介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能になります。
 - 有期契約労働者の介護休業給付支給要件
有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要があるが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6か月」に緩和されます。
- ※ 平成28年8月1日以降に開始した場合の給付率を引き上げました（賃金の40%→67%）。

沖縄労働局からのお知らせ

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険！雇ったら入るのが経営者の資格

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず加入しなければなりません。（農林水産業の一部の事業は除く）

未手続の事業主はお早めに加入手続きを！

労災保険とは

- ◆ 労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、併せて社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

雇用保険とは

- ◆ 雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い労働者の生活及び雇用の安定を図る制度です。

何があっても、
社員の人生を預かっていると思える社長ですか。



スムーズで、就業を実現し、命を守る。
労働保険

労働保険は、労働者とその家族だけでなく、会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、ひとりでも雇ったら労働保険に入る。それが、経営者の義務であり責任です。

社員が災害にあった場合、労働保険に入っています。想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。



詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（TEL098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせください。



沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所



事業主・事業主団体の方へ

平成28年4月1日～

人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。平成28年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

LJ280422能聞01

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和
のために、
年次有給休暇を
計画的に活用しよう。

「休暇」で、
家族と旅行へ。

「休暇」で、
趣味を楽しむ。

+1

「プラスワン休暇」で、
毎日を充実させよう。
仕事を充実させよう。

「休暇」で、
大切な人とすごす。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

お仕事をお探しの皆様へ



公的職業訓練を受けてみませんか？

職業訓練は、就職のための知識・技能を学ぶための学校です。ハローワークでは、早期就職を実現するための職業訓練の受講あっせんを行っています。「未経験の仕事に挑戦したい」「資格を取って就職につなげたい」という思いから、多くの方が職業訓練を受講しています。



訓練～就職までの流れ

1
ハローワーク
窓口で
職業相談

2
職業訓練



ハローワーク
の就職支援

3

早期
就職



IT系、WEB系、観光系、医療系、福祉系、技術系等々、色々な職種の訓練があります！

一定の条件を満たせば訓練受講給付金が受けられることも！



お申し込みはお近くのハローワークへ！
お待ちしています。

沖縄労働局HP



募集中の訓練については

沖縄労働局 訓練 で検索！



不当労働行為の救済制度について

不当労働行為とは

不当労働行為とは、憲法第28条が保障する勤労者の団結権を実質的に保障するため、労働組合法で禁止している使用者の次のような行為をいいます。

不当労働行為として禁止されている行為

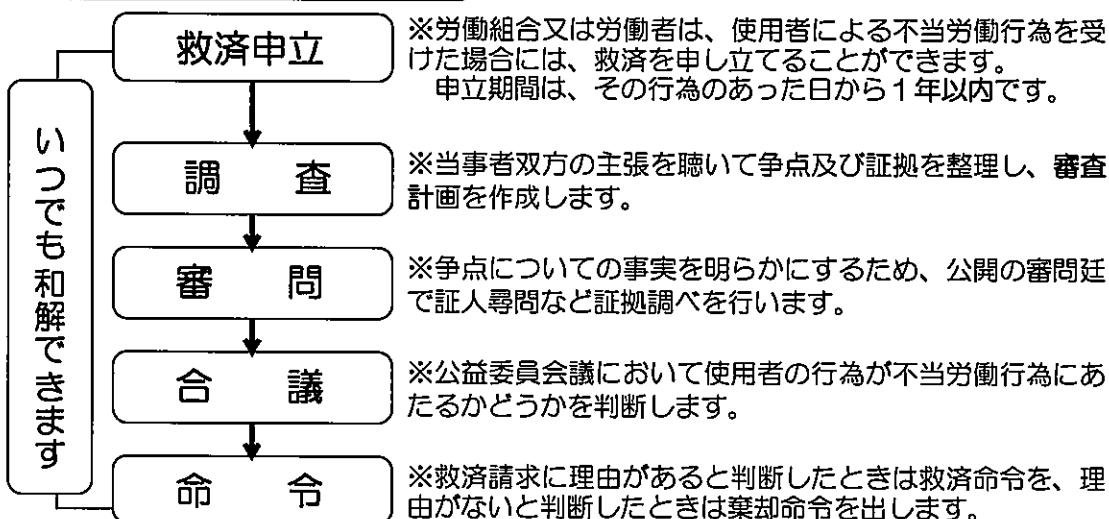
- ① 労働組合の組合員であること、労働組合に加入したり結成したりしようとしたこと、あるいは労働組合の正当な行為をしたことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをすること。
- ② 労働組合に加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件にすること。
- ③ 正当な理由なしに、団体交渉を拒否すること。
- ④ 労働組合の結成や運営に支配介入すること。
- ⑤ 労働組合の運営に要する費用を援助すること。
- ⑥ 不当労働行為の申立てをしたこと、あるいは、不当労働行為の審査や労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）の際に、証拠の提示や発言をしたことなどを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをすること。

不当労働行為審査制度

労働組合又は労働者は、使用者による不当労働行為を受けた場合には、労働委員会に対して救済申立てを行うことができます。

労働委員会は、申立てに基づいて審査を行い、不当労働行為の事実があると認められる場合には、使用者に対して、これを是正する命令を出し、労働組合や労働者を救済します。

不当労働行為の審査手続きの流れ



※当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は審査の途中でも和解を勧めます。

※いつでも申立ての全部又は一部を取下げることができます。

※沖縄県労働委員会では、審査期間の目標を1年6月と定めています。

※審査手続に係る費用は無料です。

お問合せ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁行政棟2階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

ホームページ：インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

正社員転換時の年次有給休暇について

● 相談内容 ●

週3日、7時間勤務のパートタイムとして3年間勤務しました。今年の7月から正社員に登用されました。パート社員期間の有給休暇が5日残っています。

会社から以前の有給休暇は消滅するので、正社員になって6か月経過後、8割勤務の場合10日の有給休暇が新たに発生すると説明を受けました。

そうすると正社員になって6か月間は、休暇がとれなくなりますので、休んだ場合欠勤として賃金カットになるようです。会社の説明は正しいのでしょうか。

● 相談回答 ●

ポイント

- ・継続勤務の実態があれば、契約社員の期間から正社員転換は継続勤務とみなされ、有給休暇は通算されます。

解説

パート社員として勤務した後、雇用契約期間が中断されずに正社員として採用された場合、有給休暇日数は、パート期間から継続勤務したものとして、有給休暇は通算されます。

具体的には、パート期間の5日の有給休暇は、正社員に採用された後も有効です。

会社の説明のように、パート期間の有給休暇が消滅するわけではありません。次の有給休暇の付与日まで、休暇を消化することができますので、有給を取得したからといって、賃金がカットされることはありません。

ただし、正社員に転換した時点で有給休暇日数も変更になるわけではありません。

厚労省通達（昭和63.3.14基発150号）では、「年度の途中で所定労働日数が増加しても、年次有給休暇は基準日に予定されている所定労働日数に応じた日数を付与すれば足り、変更後の所定労働日数に応じて有給休暇の付与日数を増やす必要はない」とされています。

正社員に転換されても、次の有給休暇の基準日までは、現在の日数になります。

たとえば、パート期間は、週3日勤務でしたので、これまでの有給休暇は比例付与として6か月…5日、1年6か月…6日、2年6か月…6日、が付与されていました。

正社員になると下記の表のよう、3年目（2年6か月を超えているとして）で12日が付与されますので、会社の方に、有給休暇日数を確認して下さい。

【週5日、30時間以上の場合】

勤続期間	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

お問合せ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完 全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)			消費者物価指数 H22=100			
	一般労働者		パートタイム労働者				有効						
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率	就職件数	那覇市	全国	
平成16年	千人	人	千人	人	千人	%	人	人					
17年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	97.0	97.2	
18年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	96.2	96.9	
19年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	96.0	97.2	
20年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2	
21年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6	
22年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2	
23年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5	
24年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3	
25年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2	
26年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6	
	32,582	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2	
27年9月	33,380	278,495	14,635	126,245	36	5.1	27,119	23,758	0.88	2,027	100.5	100.3	
10月	33,387	277,013	14,732	128,762	35	4.9	27,181	24,355	0.90	2,075	100.6	100.2	
11月	33,364	279,263	14,846	127,396	30	4.2	26,682	23,580	0.88	1,759	100.1	99.9	
12月	33,352	277,672	14,970	127,180	35	5.0	25,231	22,757	0.90	1,675	99.9	99.8	
28年1月	33,310	288,156	14,881	115,537	33	4.7	25,317	23,630	0.93	1,663	99.7	99.5	
2月	33,333	287,298	14,740	115,411	30	4.2	28,015	27,917	1.00	2,143	100.1	99.6	
3月	33,212	279,919	14,677	112,540	32	4.5	29,873	30,421	1.02	2,946	100.0	99.7	
4月	33,815	294,009	14,691	112,214	42	5.9	30,392	27,697	0.91	3,269	100.1	99.9	
5月	33,911	294,575	14,755	114,542	38	5.3	28,572	25,598	0.90	2,429	100.0	100.0	
6月	33,958	295,351	14,946	115,630	33	4.6	27,372	25,954	0.95	2,190	100.0	99.9	
7月	33,974	290,915	15,051	119,813	33	4.7	26,378	25,786	0.98	1,873	100.1	99.6	
8月	34,002	291,215	15,066	120,162	27	3.9	26,376	26,174	0.99	1,801	100.3	99.7	
資料出所	県統計課				沖縄労働局				県統計課				

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	円	円	円	円	円	円
平成16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年9月	147.0	148.1	134.3	138.5	12.7	9.6	294,592	239,695	288,085	235,881	6,507	3,814
10月	149.7	152.3	136.7	142.5	13.0	9.8	297,816	236,194	289,773	234,977	8,043	1,217
11月	149.6	147.9	136.3	137.8	13.3	10.1	308,248	250,050	288,981	235,842	19,267	14,208
12月	147.9	149.6	134.5	139.1	13.4	10.5	655,571	450,373	289,330	238,062	366,241	212,311
28年1月	140.4	145.9	128.1	136.2	12.3	9.7	299,426	239,561	286,619	238,211	12,807	1,350
2月	147.0	147.3	134.4	137.3	12.6	10.0	292,182	238,071	288,605	237,377	3,577	694
3月	152.5	157.1	139.3	146.4	13.2	10.7	313,419	256,651	292,022	243,123	21,397	13,528
4月	153.8	155.0	140.5	144.2	13.3	10.8	305,460	244,218	293,837	242,449	11,623	1,769
5月	142.7	146.2	130.5	136.8	12.2	9.4	301,484	245,294	287,535	237,793	13,949	7,501
6月	154.0	153.8	141.5	144.1	12.5	9.7	528,559	388,483	290,273	238,325	238,286	150,158
7月	151.5	150.5	139.0	140.8	12.5	9.7	426,928	310,129	290,078	238,314	136,850	71,815
8月	145.0	149.9	133.1	140.2	11.9	9.7	300,048	248,924	288,290	237,890	11,758	11,034
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」136号(琉球労働から通巻210号)

2016年12月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発 行 人／屋宜 宣秀
印 刷 所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297



再生紙を使用しています。